

宋元祐の吏額房

——三省制の一検討——

熊 本 崇

序にかえて

I 呂大防「專制」

II 吏額房をめぐる時系列 (i)

III 吏額房をめぐる時系列 (ii)

IV 吏 額 削 減——吏額房と浮費所——

V 「錄黃誤下中書」

結語にかえて

序にかえて

北宋の君主獨裁は、歴代皇帝の資質、あるいは個々の確乎たる強權志向の成果であるよりは、最終的決定權が君主のみに歸すその制度が然らしめた。元祐の諫官范祖禹が危惧した宰相呂大防の「專制朝權」は吏額房、特にこれをめぐって生起した、李燾の所謂「錄黃誤下中書」において具現する。だが祖禹も士大夫との協議における大防の消極性と胥吏への依存を、「專制」の兆候とみなしこそすれ、それ以外の強權志向の具體例を提示しているわけではない。協議における消極性と胥吏への依存は、いわば盾の両面であり、後者は前者の必然的結果でもある。だが單なる消極性がただちに「專制」

を結果すると祖禹がみなしたのであれば、飛躍が過ぎる。然るべき契機、ことばをかえれば消極性という觸媒さえあれば、ただちに「専制」が具現する条件が具備されている、祖禹の認識はこれであろう。条件とは君主の場合同様制度、元祐の三省制であろう。

いくつかの舊稿⁽¹⁾において、元豊五年(一〇八二)の新官制(職事官體系)施行に伴い宰相の職權が、執政官以下の官僚集團から突出するに至った事實を論證した。哲宗朝初元豊の制に變改が加えられ、本来中書省に屬した進擬權が、三省全構成員に開放された。特に首相(尙書左僕射兼門下侍郎)はこれにより三省すべてに渉る職權を獲得し、中書省の存在意義は相對的に稀薄となった。就中首相が獨員——次相(右僕射兼中書侍郎)が闕員——の場合、その獨走を三省執政官は抑止し難い。中書侍郎は依然進擬權しか有たず、門下侍郎・尙書左右丞に對し首相は組織上その上長であるから。首相が執政官との合意形成を尊重する、具體的には宰執の聚議が適正かつ健全に運營されれば、獨走は防遏される。適正かつ健全な運營とは、對等の發言權、全員一致等の原則を遵守しつつ議論を盡くす謂である。反面敢て合意形成を忌避せぬまでも、單に首相がこれに消極的でありさえすれば、隨時獨走は生起しうる。獨走は批判的な他者からすれば「専制」でありうる。祖禹の「専制」危惧は大防が獨員となった直後に表明されている。舊稿⁽²⁾にみた如く首相大防の聚議運營は、適正かつ健全とはみなし難い。「録黃誤下」をめぐる大防の動向は、新たに加えるその具體例でもある。

「録黃誤下」を惹起した吏額房は、同じく胥吏員數(吏額)削減に關わつた裁減浮費所とともに、常設の部局ではない。元祐の政府が直面した特定問題に對應せしむべく設置した、あくまで臨時のそれである。兩者の存廢の年月は特定できず、ほぼ元祐四年(一〇八九)半ば以降の僅かな期間史料に現われる。他との統屬關係も確定し難い。浮費所の所掌を戸部に回收せよという論者の要求からすれば、直屬する上位部局は戸部であろう。四名の胥吏が構成したであろう吏額房は、これを創設した首相呂大防に、専ら屬したと考えられる。特定問題とは財政窮迫を緩和するための冗費(浮費)削減である。吏額削減はその一環であつた。新法を廢した元祐の政府は、ふたつの困難を自から招いた。中央政府胥吏給與(吏祿)財

源の枯渇と、新法期に膨張した吏額の餘剰化⁽³⁾とである。吏額削減には浮費問題以上の意味を想定しうる。御史上官均は深刻化した員多闕少に鑑み、胥吏出身等進士出身者以外の任官を抑制せよと論ずる。進士——特に正奏名進士——の闕(差遣)獲得の機会を確保するためである。舊法黨政府が政權支持基盤の強化を期すならば、士大夫への闕の安定供給は均のみならず政府の願望でもありうる。闕の絶對數を擴大しえぬ狀況下吏額の現状維持は、蓋し安定供給の阻害要因であった。吏額削減は元祐の政府にとって單なる胥吏對策ではなかった。のちにみる如く范冲は父祖禹の『家傳』において、「省吏額」を、宰相呂大防の主要業績のひとつに數える。以て吏額問題の當該期の政事における比重を知りうる。

小稿は最終的には、吏額房故に派生した「録黃誤下」の檢討を通じ、元祐三省制下における獨員宰相呂大防の政治の一斷面を摘出し、以て舊稿で提示した論點を補強すべく試みる。だがまずこれに先行し、范祖禹が表明した大防「專制」の危惧につき一瞥したあと、吏額房創設をめぐる時系列の再構成に努める。創設をめぐる李燾の考證が徹底を缺くからでもあるが、吏額房において獨員宰相大防の「專制」が露呈するならば、その創設と獨員化——首相の抑止要因たりうる次相の不在化——との、少なくとも因果關係は、檢證されて然るべきだからでもある。

I 呂大防「專制」

右諫議大夫范祖禹の危惧表明を、李燾は元祐四年(一〇八九)七月十一日(庚辰)に繋る。呂大防は同年六月五日(甲辰)以降、次相范純仁の解任に伴いすでに獨員であった。大防の獨員は六年二月、執政官(門下侍郎)劉摯の次相陞任まで繼續する。純仁の解任は車蓋亭事件に起因する。元宰相知鄧州蔡確は、その車蓋亭詩が宣仁太皇太后高氏を誹謗したとして告發され、まず五月十二日(辛巳)分司南京、同十八日(丁亥)英州別駕新州安置の處分を發令された。十八日以前に確彈劾に加わらなかったとして、御史中丞李常らが解任されていたが、確の新州安置に反對した純仁と執政官(尙書左丞)王存の六月五日の解任を以て、車蓋亭をめぐる一連の處分は終熄した(『續資治通鑑長編(浙江書局本)』——以下「長

同年五月初には諫官（諫議大夫）に就任し、言事權を獲得していた范祖禹が、呂大防の獨員狀態發生の後これに言及するまでに、一箇月餘を要したのは恐らく、知樞密院事安燾の故である。燾は神宗朝以來の宰執で淘汰されずに遺った最後の一人、宰執集團の最前任者であり執政官の最上位者であった。五月二十九日（戊戌）の祖禹上奏は、「竊かに恐らくは相位闕有らば陛下過聽し以次之を用いられんことを、臣敢て先事にして言わずんばあらず」という。純仁の解任に近い必然とみなし、その闕への燾の陸進を不可としている。純仁解任以前すでに燾の次相就任がまず解消さるべき、祖禹の不安要因であった。純仁解任後當然燾陸進の可能性は増す。六月十四、十五兩日（壬子・癸丑）に果して祖禹の上奏を見出す。左諫議大夫梁燾と連名の前者では、安燾は「次相虚位なるを以て進用を徵倖」するといい、後者では先朝および呂公著の先例を引き、むしろ次相の暫定的「闕人」を可とする。祖禹にとって安燾は「本と蔡確・章惇の黨」である（十四日上奏）。⁽⁴⁾だが祖禹の次相人事における不安は、七月五日（甲戌）、少なくとも當面解消する。燾が「母喪を以て去位」したからである（「長編」卷四二八／九一〇、同卷四二九／一三一一四、同卷四三〇／二二）。

范祖禹の大防「専制」への危惧表明は安燾「去位」の僅か数日後である。いうなれば大防の獨員は新法黨宰相の出現に次ぐ危険と、祖禹に認識された。祖禹の七月十一日上奏は、今や「獨任一相」である故に「此れ自り天下の事未だ益々聖慮を勞するを免かれず」と敢ていう。安燾「去位」以前には宰相の獨員を可としながら、この場合には大防の獨員自體を問題としている。一貫性缺如の毀りすら免かれなにかかる矛盾に、宰相大防に對する祖禹の拭い難い不信が露呈する。當該上奏の「臣を以て之を料るに此れ自り朝堂の議論必ず異同無く朝廷の政事は一に大防と〔劉〕摯に決し敢て之に違う者無し」に、祖禹の危機感凝縮されている。衆目の一致するところ中書侍郎（執政官）就任以來摯には、宰相の地位を「窺伺」する心があり、宰執集團の議論を臺諫に漏洩したばかりでなく、范純仁の不當な人事（好用親戚）については、自らは沈黙しながら、臺諫を使喚して攻撃させたと祖禹は説く。⁽⁵⁾純仁が解任され相位を確實に射程に捉えたいま摯は「必

ず大防と協同」する、大防に雷同してその「専制」を助長しこそすれ決してこれを阻止しない、「人望素輕、風節不立」である新任の尙書左右丞（執政官）韓忠彥・許將は、當然大防を抑止しえない、劉摯以下三省執政官に對する不信もこのように祖禹は表明するが、その危機感の主因はあくまでも獨員宰相呂大防である。

大防の「専制朝權」を祖禹に危惧させるのは、六部等からの意見聴取と、士大夫との合意形成努力との両面における、大防の著しい消極性、およびその必然的結果である胥吏との癒着にほかならない。祖禹はまず大防の爲人を、「粗疎果敢、好立岸岸、簡於接物」と分析し、かかる協調性の缺如の故に「士大夫多く親附せず」という。大防の個性はその政務にも反映される。大臣の頼るべきは「賢士大夫、百官」であり、近い過去には司馬光という好箇の模範が有るにも拘わらず、大防はなべて案件を六部以下に諮るでもなく、國政の問題點を士大夫と協議もしないと論ずる。「比年以來未だ聞かず宰相一人を召し本職事を問うとは、亦た未だ聞かず一賢士大夫を召し問うに政事得失人民疾苦を以てするとは云云」がそれである。この宰相の少なくとも確實にひとりとは、大防である。かくて「文書は吏手に成り官曹敢て爭執せず物情接せず上下相蒙あまひき、但だ吏人に專任するのみ」という結果を招くに至る。官僚機構と士論から遊離した大防の決定は、ただちに胥吏によって成文化され施行され、その過程に六部以下と士大夫の意志はなんら關わりえない。その故に祖禹は、太后高氏に「特に聖斷を出だし以て輔臣に倣飭し大防をして朝權を專制するを得しむる無く云云」と、要請するのである。大防の獨員化が祖禹に、ただちにその「専制」を危惧させたことは以上によって明らかである。宰相が胥吏の活用宜しきを得さえすれば、六部等官僚機構ないしは士大夫の意向を顧慮すること無く、案件を決定施行しようという現状認識を、祖禹の議論の間に窺うこともできる（『長編』卷四三〇／八一―一）。

II 吏額房をめぐる時系列（i）

范祖禹の子冲は祖禹『家傳』において宰相呂大防を春秋晉の趙孟に比類しつつ、「四夷事とする無く中國晏然、年穀豐

登し家給人足るは社稷に功有り」と謂う可し」とその在任期間を總括し、主要業績四箇條「減任子」「省吏額」「嚴資格」「抑僥倖」を列擧し、「身は天下の怨に當たるも而れども私無かりき」と結ぶ。沖が国防の主要業績に數えるにも拘わらず、李燾は特に劉摯『日記』取得以前、吏額問題の基本情報すら得ていない。吏額削減もその業務の一環とする浮費所の存廢もその一例であるが、元祐吏額問題の起點とも位置づけるべき、吏額削減案作成の門下中書後省⁽⁷⁾への委任の年月日、さらには吏額房自體の創設のそれも燾は知り得ていない。『日記』取得以後も、「錄黃誤下」が元祐四年八・九月の間に生起した事實を、新たに知りえたのみである。⁽⁹⁾

吏額房創設までの経緯を蘇轍に據つて要約すれば、ほぼ以下の如くである。(1) 轍は中書舍人であったときから、門下中書後省で、吏部侍郎范百祿(子功)・舍人劉攽(貢父)とともに、六部等胥吏の定員(吏額)の再検討に當つた。元祐官制後、吏額は舊額の數倍に幾かつた。(2) 二度削減案を上呈したが二度とも却下された。(3) 百祿が「奉使」したため轍は吏部關係も兼領した。(4) 胥吏白中孚が轍に教示した。重祿法(倉法)以前の胥吏は賄賂の配分が減少するから、員數の多いことを歓迎しなかつた。以後は賄賂の總額は減少しても一定の重祿は保證されるから、員數増による配分減には痛痒を感じない。むしろ員數増による各人の實務量減を歓迎する(この故に現在胥吏に不満は無い)。舊法では、各局部(遂司)の「生事」の重輕を一分から一釐までの七等に分ち、積算して若干分で所要定員一人と算定した。各局部の二箇月間の「生事」を抽取し、その「分數」の總計を算出すれば、それぞれの所要定員は判明する。(5) 轍は中学の分數法を採用し、かつ現員の餓首ではなく、「年滿轉出」「事故死亡」で生じた闕員を不補充とし、「分數」法で算出した定員にまで漸次削減する大綱を作り、まず宰執の同意を得た。(6) 元祐二年十一月大綱を尙書省に申し、同月九日「所申ニ依レ」の聖旨を得た。(7) 現員餓首を疑う胥吏が、「生事」資料提出に非協力的であつたため、轍は許可を得て各局部に出榜し不補充原則の周知に努め、「數月の間」を経て資料(文字)は具備された。(8) これに基き成案を作成(裁損成書)しえた。(9) 成案を上申した。左僕射呂大防は削減を自身の功とすべく、成案を「攘」^やみ、尙書省に吏額房を創設

し胥吏任永壽等にこれを委ねた(以下轍(1)) (9)、『鑾城集』卷四三「論吏額不便二事劄子」、同「後集」卷一二「頴濱遺老傳」上、「龍川略志」卷五「議定吏額」。

蘇轍から得た史料以外で、『日記』取得以前の李燾が吏額房創設の時を考證するに際し利用しえた史料はおもに、劉安世『盡言集』卷一〇「論都司官吏違法擬賞事」第三章、安世撰劉摯『忠肅集』序(以下安世序)、劉仿等編劉摯『行實』(以下『行實』)の三者である。特に後二者に據れば——燾も繰返し言及するように——吏額房創設は呂大防の丞相(左僕射)就任以後、吏額房が生起させた「録黃誤下」は摯の中書侍郎在任中のことでなければならぬ。従つて吏額房創設の上限は大防が宰相(左僕射)に就任した三年四月五日(辛巳、同日摯も中書侍郎陞進)、下限は摯が門下侍郎に陞進した四年十一月九日(癸未)⁽¹⁰⁾である。『日記』取得以前李燾は吏額房創設の時期としてふたつの可能性を想定する。第一は五年正月から「兩月」餘を遡つた四年十一月初と十月末の交、第二は二年十一月九日から略「數月の間」を経過した時點である。後者の論據は蘇轍、特に轍(6)以降である。前者のそれは、安世の「論都司官吏違法擬賞事」第三章および安世序と『行實』である。安世序と『行實』はともに、吏額房の胥吏削減における業績の過半は、後省の成案を剽竊したものであるにも拘わらず、都司(尙書左右司)は破格の酬賞を擬定したとする、臺諫の論を紹介する。例えば安世序は、「臺諫交章論列して以謂えらく、事後省に在りて成就すること已に十に八九なるに〔任〕永壽等攘去し、才かに兩月のみ、而るに都司勳の格を用いず優例を擅擬す云云〔傍點引用者〕という。安世自身その「臺諫」のひとりであった。任永壽以下四人を對象とするこの都司「擅擬」の内容は、「擅擬」を承認した、安世第三章所引の五年正月二十三日勅の一節にみえる。「擅擬」は當然二十三日勅に若干先行する。その故に燾は正月二十三日から「兩月」餘を逆算し、四年十月と十一月の交を創設の時と、まず想定した。この場合「兩月」はほぼ、創設から「擅擬」までの吏額房の全活動期間に該當する。二年十一月九日を起點とした略「數月の間」は、聖旨による後省案大綱の承認から「裁損成書」を経て、吏額房創設に至るまでの期間である。大防左僕射就任の三年四月初以後の同年前半期をも燾は、創設時期に想定したことになる。いうまでもなく

ふたつの想定は兩立しえない。たとい「兩月」と「數月」をそれぞれ相當程度延長しても、三年後半と四年後半との間に一定の空白期間が生じるのである。燾は「兩月」を「太迫」、「數月の間」を「愈迫」であるとしていずれの想定も放棄する。「兩月」は五年正月に、「數月」の場合は二年十一月に近きにすぎるのである。

「兩月」「數月」に基づく想定を却けたあと李燾は、「行實」と安世序がともに、「裁定六曹吏額」文書に加え「裁定宗室冗費」文書が、中書に誤下されたとする點に著目する（兩者が燾の所謂「録黃」である）。のちにみるように宗室等冗費（浮費）の削減は戸部が發議し、三年閏十二月八日（庚戌）詔は戸部提議以上に廣汎な削減を命じた。燾は同詔が戸部下への擔當機關設置（置司）を命じたとみなす。¹²⁾「行實」等は、後省の策定に係る吏額削減案のみならず戸部に命じられた冗費削減も、呂大防が吏額房を創設しその所掌に移管したという。従つて吏額房創設は三年閏十二月八日以後であり、三年内ではありえないと燾は確信するに至る。「日記」取得後「誤下」が四年八・九月であると知りはそのが、爾後創設の時について考證してはいない。瑣末に拘泥われれば燾の提示した根據では、創設が三年内である可能性を依然消去しえない。「兩月」「數月」の問題も未解決のままである（「長編」卷四四四／三二二五、同卷四一九／五七七）。

まず「兩月」を吏額房創設から都司「擅擬」に至るまでの期間とする、李燾の理解の妥當性が檢證されるべきである。例えば「行實」は「永壽等攘去し才かに兩月云云」という「臺諫交章論列」に先行して、「是の時戸部の裁節冗費、後省の裁定吏額皆な逾年にして未だ就らず、大防盡く其の事を取り吏額房を都省に置き司空府を射して局と爲し永壽輩を召し之を領せしめ云云「傍點引用者」という。この點安世序も同じである。「兩月」は、後省と戸部が費やした時間「逾年」に對比されるべき語であろう。吏額房創設までに後省が爲しえたのは削減案成案の策定であるから、吏額房の「兩月」も等質の作業、恐らくは後省成案改訂に要した時間であつたであろう（轍（8）（9））。「行實」は崇寧元年（一一〇二）劉摯の「葬時」に作られ、宣和四年（一一二二）の安世序はこれに據つたと考えられる。「行實」の當該部分は内容からして劉摯「日記」に依據したであろう。「日記」は、吏額房吏四名に對する「論功」の吏部考功原案を都司が却け「優例を擅

擬」したといひ、續いて「是に於いて外議沸騰して以謂えらく、吏額自からは後省行遣、逾年にして略ぼ已に序有り臨に成就せんと欲するにあたる、而るに永壽輩欲「擻？」去し所以に兩月にして畢る、後省に比べ増損する所有りと雖も而れども根本を原むれば復「後」省其の成すこと十に八九なるに在り、今酬獎太だ優云云「傍點引用者」とのべる。「兩月」には「逾年」が、「行遣」には「増損」が對比されている。「行遣」とは後省の成案策定（裁損成書）までの全作業、「増損」とは後省における「八九」にいわば一二を加えた後省成案に對する改訂であり、これに要した時間が「兩月」である。

『日記』からすれば「兩月」が、都司「擅擬」から逆算すべき時間ではありえないのも自明である。假りに逆算して吏額房創設を四年十月十一月の交とした場合、「誤下」が生起した八・九月に吏額房は存在しえない。創設は八・九月以前のある時であり、創設後ただちに後省成案に對する吏額房の改訂が、「兩月」の間實施された。従つて「擅擬」をうけ吏額房吏の酬獎を發令した、五年正月二十三日詔以前すでに吏額房の作業は、「増損」に次ぐ新たな段階に達していた筈である。のちにみるように四年七月中には胥吏の削減が實動している。「兩月」を「擅擬」を起點として逆算さるべき時間と理解した點、吏額房創設以後の全活動期間とみなした點で、李燾の想定は妥當を缺いた。

「兩月」の起點を都司「擅擬」に求めた故に李燾は、その「太迫」に惱まされた。「愈迫」であるとして「數月の間」を疑わざるをえなかつたのは、後省案大綱が聖旨を得たという二年十一月九日を、その起點とするからである。吏額房をめぐる時系列に燾以上の嚴密を期すならば、この點もあらためて吟味されて然るべきである。みたように李燾は、削減案作成の後省への委任の時を特定しえていない。『日記』取得以後もこれに關わる情報を得てもいない。ただ蘇轍の中書舍人在任中に後省案の作成が開始された事實は疑えまい（轍（一））。轍は元祐元年九月右司諫から起居郎・直舍人院、ついで權中書舍人を経て同年十一月正規の舍人となり、二年十一月二十五日（甲戌）戸部侍郎となるまでこれであつた。二年十一月九日に誤りが無いならば、轍の舍人就任後に開始された作業は、その在任の末期には聖旨による大綱承認まで進涉した如くではある。恐らくは『龍川略志』に據り燾が、「吏白中孚なる者有り中書舍人蘇轍に告げて曰う云云」と「長

編」正文を作り、大綱の前提たる「分數」法の教示を轍の舎人在任中のこととするのも、かかる理解に基くであろう。ただ例えば「遺老傳」は後省案の作成を、「轍中書舍人爲りしとき自り云云」といいこそすれ、舎人在任中に中孚に教示されたと言明するわけではない。しかも『遺老傳』はこれに先行して「轍戸部侍郎に遷す」といい、在任中の轉對の語を著録する。(『長編』卷三八七／一、同卷三九二／一、同卷四〇七／八、同卷四四四／一九)。

蘇轍以外の関係者のうち劉攽は、元年十二月に舍人となり、四年三月在任中に没している。李燾所引の「范百祿傳」⁽¹⁴⁾に、「吏部侍郎爲りしとき詳定省寺勅令を兼ね、吏胥猥冗を患え云云」とあるから、これに關わったとき百祿は吏部侍郎であった。その刑部侍郎から吏部への異動は二年六月七日(戊午)である。後省案作成の開始は同年六月以後であろう。大綱の聖旨獲得を同年十一月とする限り、その間には月を單位とした時間しか経過してはいない。再度削減案を作成し再度却下され、さらに大綱さえも作成した時間としては、燾の所謂「太迫」に似る(轍(2))。大綱を含め五箇月間で三度の削減案作成は必ずしも不可能ではない。だが同時に聖旨獲得は百祿の「奉使」以後でなければならぬ(『長編』卷三九三／六、同卷四二三／一、同卷四四四／二三、同卷四〇二／四)。

大綱の聖旨獲得に直結する、白中孚による「分數」法教示を蘇轍は、百祿の「奉使」以後のこととする(轍(3)(4))。百祿は皇帝回謝遼國使として出使しているが、哲宗元豐八年(一〇八五)九月中書舍人の時である。吏部侍郎に就任した元祐二年六月から同年十一月の間、范祖禹所撰の百祿墓誌銘に據っても「奉使」の事蹟を見出しえない。だが三年十一月二日(甲寅)吏部侍郎百祿は、給事中趙君錫とともに、都水使者王孝先の提議した黄河河道改修につき調査を命ぜられ、河北に出使している。中孚の教示延いては後省案大綱の聖旨獲得は、三年十一月二日以後でなければならぬ。因みに二年十一月九日は四年同月同日の誤記では、ありえない。同日には劉摯が中書侍郎から門下侍郎に陞進しており、この日を起點とする「數月」以上後に後省案の「裁損成書」、吏額房の創設を想定すれば、すでにみた下限と抵觸する。まして吏額房の存在を必須の前提とする「錄黃誤下」は、同年八・九月に生起している。同じ理由で五年十一月でもありえない。

二年十一月九日は三年同月同日の誤記でありうる。のちにみるように三年十一月以後、後省案大綱の承認に連動したとみなしうる動きを見出しうるのに比べ、二年十一月にはそれを見出し難い。三年閏十二月八日詔も二年十一月九日の妥當性を疑わせる。御史中丞李常は、「省臺寺監」「百司庫務」計五千人弱の胥吏に對する吏祿財源が、新法廢止に伴い消滅し、一般會計（縣官常費）を以てこれに充てる現狀に鑑み、吏額削減が喫緊であるにも拘わらず擔當官吏の作業が遲滯しているとして、「督責成書」を要求する。これに應えて八日詔は後省に「疾速立法」を命じている。二年十一月以後一年以上を経て、後省案は依然「成書」していない。二年十一月を起點とした「數月」後の「成書」との齟齬は、覆い難い（『長編』卷三五九／一七、同卷四一六／一、『范太史集』卷四四『資政殿學士范公墓誌銘』、『長編』卷四一九／七八）。

三年十一月二日范百祿が「奉使」を命じられ、同月九日後省案大綱が聖旨を得たとすれば、これもやや「太迫」には似る。だが大綱の一半不補充原則は蘇轍の獨創ではない。元祐元年冗官の弊を論じた御史上官均の上奏二件のうち一件は、吏額削減の具體案としてすでにこれを提議している。「既に已に裁損して新額を立定すれば、則ち見權者罷む可く而して闕者補す勿かる可く、見に行案する者且らく舊に仍らしめ而して它部の闕に移補せよ、或は闕の移補す可き無ければ、則ち將來出職するを候ち更に撥填せざれ云云」が、その一節である。當時右司諫であつた轍は、まず「官冗の弊を極論」したこの均奏議二件に言及し、員多闕少に鑑み、「試法」による選人の免選特權を廢止せよとの自身の主張を補強した。吏額房は後省が「十に八九」を成就した成果を攘奪したと毀られた。「分數」法と不補充原則を骨子とする後省案大綱も、中孚と均とによつて「十に八九」が成就されていたといえる。短時日での聖旨獲得は必ずしも怪しむに足りない。轍が知りえていたとの確證は無いが、三年十月、六部と寺監における職事重複の弊を論じ、その省併すべきを主張した御史翟思の上奏にも類似の一節を見出す。「其の人吏分掌の案分も亦た兼併す可きなれば、且らく任事せしめ、若し闕者有れば復た添補せざれ、此くの如くんば則ち冗濫の員漸く減省す可く云云」がそれである。すでに二年十一月に後省案大綱が承認されていれば、かかる不補充のことさらな提言はありえない。該奏は三年十一月九日聖旨獲得の妥當性を傍證する事例で

もある。いうまでもなく三年十一月には轍は、李燾のいう如く中書舍人ではなく、すでに前年以來戸部侍郎であった（『長編』卷三八六／一一、同卷三八六／五、六、同卷四一九／一一～一二）。

Ⅲ 吏額房をめぐる時系列（ii）

蘇轍『遺老傳』上卷末は、まず吏額房創設（轍（9））後の諸事件を列挙し、ついで「時」としたあと、兄軾に代わり翰林學士となり吏部尙書を兼ね契丹に使出したというその履歴をのべ、歸朝後の御史中丞就任から始まる下巻がこれに續く。諸事件とは、（10）房吏任永壽らの不補充原則放棄（以立額日裁損吏員）、恣意的な配置轉換（以好惡改易諸吏局次）、（11）これと一體となった呂大防の當該問題における擅行（不復經三省）、（12）御史の大防糾彈、（13）永壽の贓賄發覺、刺配、（14）大防の輿論への屈服、左右司への削減再檢討下令、轍原議の如き行下である（以下轍（10）～（14））。このうち少なくとも（13）（14）は、轍の中丞就任以後であろう。（13）永壽の處罰は六年五月、（14）につき李燾は月日を特定しえない（不得其的月日）ながらも、六年五月以後と推定する。五年五月二十八日（壬辰）の中丞就任後恐らくは一箇月以内に轍は、「論吏額不便二事劄子」を上奏し、吏額房による削減の現状を論難し「後省所定」に依り改訂すべきを主張している。（14）は中丞就任以前ではありえない。轍「劄子」は、官制改革以前の諸司出身に係る刑部吏田舜賢等が、吏額房に強いられた不利益を現在御史臺に訴えているともいう。後省「成書」では舜賢等は、舊諸司吏の規程に準據した出職を保證されたが、吏額房が官制後の胥吏と一律に、新規程を適用したのである。⁽¹⁵⁾劉安世の所論から推せば任永壽・時枕・蘇安世・時憚四名の吏額房吏は、五年二月には同房を「節次罷免」されてはいた。⁽¹⁶⁾だが同年五月の轍中丞就任後も、吏額房自体は依然存置されていたか、少なくともその所定はなお實施されていた（『長編』卷四五八／八～一一、同卷四四四／三三、同卷四四四／一九）。

『遺老傳』上巻における「時」以下は、單純な履歴の列挙ではあるまい。「時」以前には後省案「成書」に至るまで當

該問題に貢獻しこそすれ、以後は吏額房特にその(10)の如き削減措置には、一切責任を負うべき立場になかった事實を、強調したい心理を窺いうる。李燾は看過したにせよ、既に『遺老傳』が當該部分に先行して戸部侍郎就任を告げている以上、「時」以下は、戸部離任後の履歴である。轍にとつて戸部離任は吏額問題からの離脱と、殆ど同義であつた。ことをかえれば吏額を巡る時系列は、轍の戸部離任以前少なくとも後省案「成書」まで進行していた。

すでにみたように呂大防は、「後省裁定吏額」のみならず「戸部裁節冗費」も、吏額房に移管した。戸部侍郎蘇轍は後者にも関わっている。戸部の冗費削減の特に移管以前の最終段階は、後省における三年十一月の聖旨獲得以後「數月」を経て「成書」に至るまでの作業と並行して進行したであろう。戸部の削減自體は少なくとも元祐元年には開始されているが、三年閏十二月八日詔が、冗費削減のさらなる徹底を命じているからである。該詔は戸部尙書韓忠彥・侍郎蘇轍・韓宗道の發議に應えたものである。轍等は、前年こそ封樁末鹽錢百萬緡の貸與を受け急場を凌ぎえたが、今は左藏庫見錢はすべて費消されたとまず「一般會計の危機をのべ、兩稅等の歳入は増加せぬにも拘わらず、「文武百官・宗室・班行・選人・胥吏」の膨張が熄まぬことに危機の原因を求め、仁宗朝の先例に倣い「本部に於いて置司」し近臣に検討せしめよという。その貼黄では、「冗費の小なる者」三十餘事計二十餘萬緡をすでに裁減しえたとして、さらに大規模な冗費裁減を主張する。八日詔はこれに「應于財用を取索し、諸班・諸軍料錢・衣糧・賞給・特支舊に仍るを除くの外、其餘の冗費並て裁省を行い節次以聞せよ」と應える。軍人・兵士に關わる人件費を聖域とする以外冗費全般の削減が下令された。同月十二日(甲寅)宣仁高氏の意に基き、高氏親族の入流等の特權(恩澤)も他に倣い、「四分の一を減」ずることが決定される。これに對し轍等は、「臣等近ごろ奉勅し冗費を裁減せしめらる、上宗室貴近より下官曹胥吏に至り、宮室器械に旁及し云云」と上奏する。「勅」とは八日詔であろう(『長編』卷四一九〇五〇七、同卷四一九〇八〇九、『欒城集』卷四一「乞裁損冗費劄子」、再論裁損冗費劄子)。

41 八日詔および轍等上奏二件から、三年末には、胥吏に關わる削減が國策としての冗費削減の一環に、位置付けられたこ

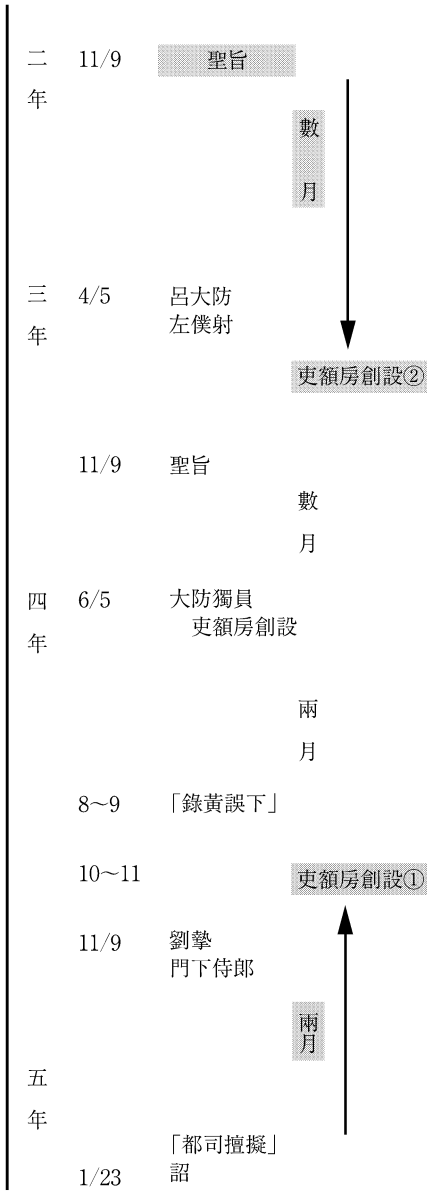
とを知りうる。ただ吏額をも含めた戸部の削減（戸部裁節冗費）が、吏額房への移管以前如何に進行したかについては、後省案（後省裁定吏額）に比べ判明する所は絶無に幾い。ひとまず以下三點についての整理に止めざるをえない。第一は吏額房所掌の範囲である。八日詔は軍に關わる人件費以外のあらゆる經費につき裁省を命じ、「裁節冗費」は吏額房に移管された。吏額は吏額房所掌の、少なくともすべてではない。ただしこの想定を補強しうる具體例は乏しい。『行實』は「裁定六曹吏額」文書とともに「裁定宗室冗費」文書も、中書に「誤下」されたという。「宗室冗費」は吏額房に移管されたであろう。第二は吏額削減における後省と戸部との、分擔如何である。みた如く御史中丞李常は、「臺省寺監」「百司庫務」吏額の削減遲滞を指摘し、「督責成書」を要請した。これに應え同じく三年閏十二月八日に、後省に對し「疾速立法」が命じられている。恰かも吏額・吏祿の削減は、専ら後省に委任された如くではある。だが元豐六年の「外省」に起源する後省は、「修省曹寺監條貫行遣」をその任務とした。吏部侍郎范百祿の後省案への關與を、李燾所引「百祿傳」が「兼詳定省寺勅令」と表記するのもその故であろう。⁽¹⁸⁾八日に「成書」を督促されたにせよ、後省は従來の範圍で作業を繼續し、「省曹寺監」以外の例えば御史臺・諸司庫務の吏額削減は、同日詔を以て戸部に委任され、やがて吏額房に移管されたと考えられる。第三は轍等上奏が要求した戸部における「置司」の問題である。みたように李燾は八日詔が「置司」を命じたとするが、燾所引に據る限り該詔自體にこれへの言及は無い。轍等に從い「置司」されたか否か、「置司」されたとしてこれが翌四年七月にはその存在を確認できる浮費所であるか否か、いずれについても斷定させるに足る史料は乏しい。ただ吏額房への移管まで「裁節冗費」の作業が繼續されたとすれば、浮費問題に専任せしめる「司」は、設置されて然るべきである。しかもこの時期戸部と關わりつつ浮費削減を擔當した部局として、浮費所以外は見出し難い。恐らくは八日詔がこれを設置せしめた。その戸部への附設は後述の梁燾の發言がほぼ傍證する。後省が吏額房創設後吏額問題から排除されたのに比べ、浮費所は、吏額房が確實に存在する四年八・九月以降にもむしろ吏額削減の主役として、論者に非難される。吏額房と浮費所とはのちにのべるように、相表裏する補完的存在であったと考えられる。

蘇轍は八日詔の發議者として、間接的にはあれ「戸部裁節允費」にも責任を有つ。「裁節允費」の吏額房への移管と、戸部侍郎離任とは、浮費所の名による削減からの轍の免責をも意味するであろう。轍は四年六月九日（丁未）戸部侍郎から吏部侍郎に異動し、三日後に、「遺老傳」にみた翰林學士を發令されている。前章までの検討によつて吏額房創設の下限は、「録黃誤下」が生起した四年八・九月、上限は——後省案大綱が聖旨を獲得した——三年十一月九日から「數月」餘の後に修正しうる。轍の戸部離任以前に後省案が「成書」したとする措定は、この時系列に抵觸しない。五年五月二十八日（壬辰）に蘇轍は御史中丞に就任した。その「論吏額不便二事劄子」は、「成書」の時に新たな判斷材料を提供する。「臣等之に頼り以て條例を立てしより曾て未だ逾歲ならず、書佾司に入るや凡有所損即ちに裁撥を行う「傍點引用者」がそれである。「之」とは、不補充原則を聖旨が保證しているむね各部署に出榜して周知した結果、胥吏が提出に應じた「分數」算出のための「生事」資料（轍（7）、「條例」は後省案（成書）にほかなるまい。「佾司」もまた吏額房以外ではない。李燾は「劄子」を五年六月是月條に繋る。假りに六月末の上奏とみなし、「曾て未だ逾歲ならず」を字義通りにとり、一年弱を遡れば、四年五月末と六月初の交、轍の戸部離任以前に後省案は「成書」した（『長編』卷四二九／九、同卷四四四／一七〇一九）。

吏額・吏祿の削減が六部・寺監の胥吏に行われ、三省・樞密院吏に及ばぬ點を批難した、御史中丞傅堯俞の上奏には、「（四年）八月十六日」の自注が有ると李燾はいう。少なくとも同日以前、後省案を起源とする——吏額房が改訂を加えた——削減は始動していた。堯俞は自身の論よりは「其の條列甚だ詳」であるとして、先行する殿中侍御史孫升上奏の検討を要求する。「其の時を得ず」として李燾が七月末に附す升上奏四件の、第二・第三がそれであろう。この二件で升は、「今月十六日指揮」を以て下された、「戸部申明（戸部白劄子）」を論難する。諸司の吏には「三處」以上からの請給受領を禁ずる一方、實質的に三省・樞密院吏に限定される、現に「三處已上」から受領しているものの、「多帶請給」の既得權を追認したからである。「十六日」以前に六部等胥吏の吏祿は、削減されたであろう。既に「行實」等が「戸部裁節允

「費」も吏額房に移管されたと証言する以上、この削減と吏額房は決して無縁ではあるまい。第一のそれは必ずしも堯俞の所謂「條列」には該当しないが、まず浮費所の建言による御史臺六察の書吏六名の削減に抗議し、ついで「七月十六日朝旨」が御史臺令を改め、書吏の出職資格を厳格にする一方、貼司の採用基準を緩和した不當を論じている。浮費所の建言の、震源が吏額房であるならば、その削減は「十六日」以前に始動していた（『長編』卷四三二／一一一～一二二、同卷四三〇／二〇～三三）。

『行實』等の所謂「才かに兩月」は、李燾の理解に反して、「都司擅擬」に先行する吏額房の全活動期間ではありえず、劉摯『日記』のいう「後省行遣」に對比すべき、後省案（成書）に對する吏額房の改訂（増損）期間であろうと論じた。改訂とは例えば不補充原則の否定——新定員に基く現員削減——であり、官制改革以前からの胥吏に對する新出職規程の一律適用である。これに要した「兩月」は當然、吏額房創設に直接連續する。吏額房をめぐる時系列は以下のように整理



■ 部分は李燾の想定
〈附圖〉 I

できる。(1) 元祐三年十一月九日、後省案大綱聖旨獲得、(2) 「數月」後、四年六月九日以前の後省案「成書」、(3) 吏額房創設(後省裁定吏額、戸部裁節冗費移管)、(4) 二箇月弱ないしは一箇月強(才兩月)を費やした後省案改訂、(5) 七月前半における削減始動である。(5) から「才兩月」を遡る、恐らくは四年六月初が吏額房創設の時である。六月五日には范純仁解任に伴い首相呂大防は獨員となっている。創設の誘因の少なくともひとつは、次相という抑止力の消滅であろう(附圖 I 参照)。

IV 吏 額 削 減——吏額房と浮費所——

吏額削減の具體的方針を示した元祐三年十一月二十三日(乙丑)詔は、恐らくは同月の後省案大綱の聖旨獲得に連動し、翌々月の八日詔はその發展形態といえよう。該詔は吏額に言及する以前、まず宰執以下官吏の大禮に際し奏薦しうる恩蔭の範圍の、削減を命じる。官吏の宗族・姻戚等の恩蔭による任官ないしは陞進の抑制は、いうまでもなく浮費削減の一環である。ついで該詔は宰執給使人の恩例と吏額とに、ともに四分の一削減という共通の基準を適用する。同年閏十二月六日(戊申)詔は、陞進一年以内の宰執に對する錫賜物を減半すべしとする三省に對し、一年以上の者も四分の一を減ぜよという。この基準は逐次他にも及んだであろう。¹⁹⁾ 同年十二月十三日(甲寅)詔は、宣仁高氏・神宗皇后向氏・哲宗生母朱氏親族の聖節・大禮等に伴う恩澤も、一律に四分の一を減ぜよと命ずるが、これに先行する宣仁宣諭に、「近ごろ已に指揮を降し入流を裁減せしむ、本家所得の恩澤も亦た宜しく四分の一を減ずべし「傍點引用者」という。「指揮」が十一月二十三日詔であるとすれば、李燾所引では宰執給使人と吏額には限られても、それ以外にも四分の一削減を該詔が命じたか、あるいは該詔以後追加措置として、恩蔭全般にこの基準が擴大されたと考えられる。

後省案大綱では、各官廳胥吏の所要員數(定員)は、それぞれにおける各等「生事」から算出された「分數」に對應する(轍(4))。二十三日詔所定の一律四分の一削減とは兩立し難い。十一月九日聖旨獲得以後蘇轍は、「生事」資料を獲得

すべく「數月」に涉り、胥吏に對し不補充原則の周知に努めているから、二十三日詔以後も「分數」法を斷念したわけではあるまい（轍（7））。だが少なくとも「分數」法の上に依據した所要員數の算出とその定員化は、許容されえなかつたであろう。不補充原則の場合と異なり「分數」法不徹底に轍が抗議した形迹は無い。吏額の方に關わる「分數」法の上位に一般原則として、四分の一原則が定められたことにもまして、宣仁自身がこれを高氏恩澤に適用させた事實が、異議を封殺したであろう。だが不補充原則は二十三日詔に採用された。「三省・六曹・臺省・寺監・諸司吏人、四分内逐等各三分を以て額と爲し其の餘分は並て減ぜざれ、闕有るを候ち毎四人三人を補し、減じて額に至らば罷めよ〔傍轉引用者〕」がそれである。「逐等」とは、例えば三省における録事・都事・主事・合史・書令史等の職階を指すであろう。「逐等」ごとに闕員が四員に達するのを候ち、三員のみ補填することとしたが、のち三省が「選不行」と抗議しこの點は修正された。⁽²⁰⁾

「餘分云云」についても三省は「指揮未明」と不滿を示す。以下にみるように梁燾は、吏額削減が四分の一以上に及ぼうとする趨勢に危機感を有っているから、「餘分云云」とは削減は四分の一を限度とする意であろう。該詔の進擬に至るまでの経緯は判然としない。ただ三省を構成する宰執の間の合意形成の不足は歴然としている。みた如く范冲所撰祖禹「家傳」は、「省吏額」とともに「減任子」等も呂大防の主要業績に數える。大防が該詔進擬の推進者のひとりである可能性は、高い（「長編」卷四一七／六〇七、同卷四一九／四、同卷四一九／八〇九）。

吏額削減は四年末には、三年十一月詔所定の四分の一を越えようとした。これを論難する御史中丞梁燾上奏の月日を李燾は概して確定していないが、四年十一月十四日（戊子）に繋るその貼黄は「諸處減却せる人吏已に多きも云云」としたあと、「前來四分に一を減ぜよの指揮未だ已まざるに又た復た再減の指揮有り、故に曹部人等吏往往懷疑苟簡し復た勉勵せず、今事源を澄するに務めず徒だ省吏のみを欲す、此れ建議の人之を思わざるの甚だしきなり〔傍點引用者〕」という。上奏冒頭で燾はまず優先さるべきは「省事」⁽²¹⁾ について「省官」であり、「省吏」はこれに次ぐとし、弊害の根源は「官司守執の不一、文書行移の繁複に在」という。「事源」とはこれを指し、「省事」とはその解消にはかなるまい。因みに「守

執の不一」は恐らくは、司馬光に由來する。

梁燾は當面する削減の主體を、浮費所であると理解した如くである。李燾が『(元祐)密疏』により「十二月十八〔八?〕日」とした梁燾上奏は、「省事」「省官」を實施しえないならば、暫定的に「四分減一分法」を遵守し、それ以外の「未行」の削減は一切罷めよとしたあと、浮費所を「細碎苛急」と斷じ、所差官宋肇——あるいは先出「建議の人」か——の罷免、削減業務の戸部への回收を要求する。その貼黄は、「大臣」——呂大防であろう——に喜ばれる宋肇の罷免を求めついで、「其の省事」は「已」に著令施行する者(四分減一分)を除き、未施行のものは一切罷めよと主張を繰返す。浮費所と宋肇を削減の主犯と認定している。浮費所は前年十一月詔の實施主體の少なくともひとつである。ただ「錄黃誤下」に明らかかなように、すでにこの時期確實に存在した吏額房への言及は無い。梁燾の一連の議論から浮費所が戸部に屬したことも、ほぼ確かめられる。五年「正月十日」の自注が有ると李燾がいう上奏では、浮費所廢止要求の理由を、浮費削減は本來戸部の所掌であり「置局別領」せしむべきではないと説明する。李燾が五年三月末に繋るそれでは、胥吏の罷祿は「縦貪の實有り」等と論じ、貼黄では「戸部置局減省已に久し」といい浮費所の廢止を乞う。浮費所は、前年末蘇轍が戸部への設置を求めた「司」でありうる。「曹部人等吏云云」という梁燾貼黄からすれば、浮費所は、「戸部裁節冗費」のみならず「後省裁定吏額」の、實施擔當者でもあった(『長編』卷四三五／一三、同卷四三六／五、同卷四三七／一、同卷四一〇／一)。

梁燾の發言からすればこの時期御史臺は、吏額房についての情報を有たなかった。十月初に中丞に就任した燾が吏額房の存在を知りえなかつたとすれば、七月十六日以後、浮費所の建言に係る六察書吏十四名のうち、四分の一を越える六名の削減、戸部白筍子を以て通達された三省等吏既得權の追認に抗議した御史孫升の場合も同斷である。燾の前任者傅堯俞の、削減が六部等に行われ三省等が聖域化されているとし、升「條列」の検討を要求した、八月上奏における「置司」も吏額房ではなく、浮費所設置の謂であろう。燾の前任は左諫議大夫である。少なくとも十月以前、燾をはじめ右諫

義大夫范祖禹以下諫官も、吏額房の存在を知得しなかつた⁽²³⁾と考えられる。

戸部に附置されたであろう浮費所が公的存在であるのに比べ、吏額房は専ら宰相呂大防一個に直屬する。次章の検討で明らかにするように、吏額房所掌の案件は任永壽が總裁し、大防が實質的には單獨で進擬し敕令として行下された。行下以後当該案件は戸部ないしは浮費所によって施行されたであろう。大防進擬案の由來する所は大防の背後に隱蔽され、少なくともある時期まで臺諫が知りえたのは、敕令行下以後の過程に限られたであろう。吏額房自體は胥吏のみで構成されるから、職事官體系におけるいかなる部局に對しても、公的には發令あるいは指示の主體ではありえない。だが實質的には大防を介して、吏額削減等の震源でありえた。

吏額房の名を臺諫の上奏に見出す、時期的に最も早い事例は例えば、都司「擅擬」を彈劾する諫官劉安世の「論都司官吏違法擬賞事」第一章における「尙書省吏額房中書後省所條の六曹寺監吏人額祿文字を看詳し畢り云云」である。李燾は中丞梁燾・侍御史孫升等上奏とともに、安世の全八章を一括して五年三月末に繫る⁽²⁴⁾。燾は一連の上奏の月日をなべて特定しえていないが、ただ(1)安世第六章およびその別幅畫一が、第七章の所謂「前月十九日所進劄子」である、(2)三月二十六日の任永壽の吏部送致處分を以て臺諫の論列は終熄した、の二點を確實とみなす。これが燾の繫年の根據であろう。特に(1)からすれば安世第一章は、二月十九日以前の上奏に係る。「擅擬」を承けた正月二十三日詔が吏額房吏に破格の恩例を認めた故に、吏額房の存在はようやく公然化した〔長編〕卷四四〇／二一八、〔盡言集〕卷一〇、同卷一一〕。

劉安世に據れば任永壽等の功績は、後省の「已成の書」に「參校を覆行し稍か損益有るのみ」の「看詳」に過ぎない。その故に例えば元祐元年十月敕「人吏文書を主行するは職事の當然云云」を引き、出職等の陞進ではなく支賜に止めよともいう(安世第三章、六章)。「看詳」は後省案の改訂——『日記』の所謂「増損」——に等しい。永壽等の業績が「看詳」に止まる限り、安世の主張はあるいは妥當でありうる。ただ安世はじめ臺諫には永壽等の業績を、極力矮小化したい欲望があったであろう。一方特に呂大防が永壽等に、削減における「看詳」以上の功績を認めたとしても、果してこれに對應

しうる推恩規程が存在したかは、疑問である。吏額房が職事官體系の枠外に、新規に特設された局部局であるのもさることながら、政策の立案さらには實施段階に、胥吏の介入を認めた成文規程の存在は想定し難い。「看詳」を名目としてつつ所定以上の推恩を、敢て左右司に「擅擬」させたともみなしうる。

V 「録黃誤下中書」

元祐四年六月の吏額房創設後、後省案（成書）における不補充原則の否定等、吏額房が独自の改訂を加えた期間が、連續すると論じた。後省が成就した「十に八九」に、劉安世に假りれば「稍か損益有」ったこの期間が、「兩月」であることみなした。「兩月」は翌年の臺諫の所謂「看詳」の期間である。吏額房の業績がもし「看詳」に盡きるのであれば、創設後「兩月」を経たあと、その活動は停止していて然るべきである。だが御史臺等胥吏の削減もさることながら、劉摯「日記」の傳える「録黃誤下中書」は、「兩月」後も依然その活動が、維持されていたことを示す。

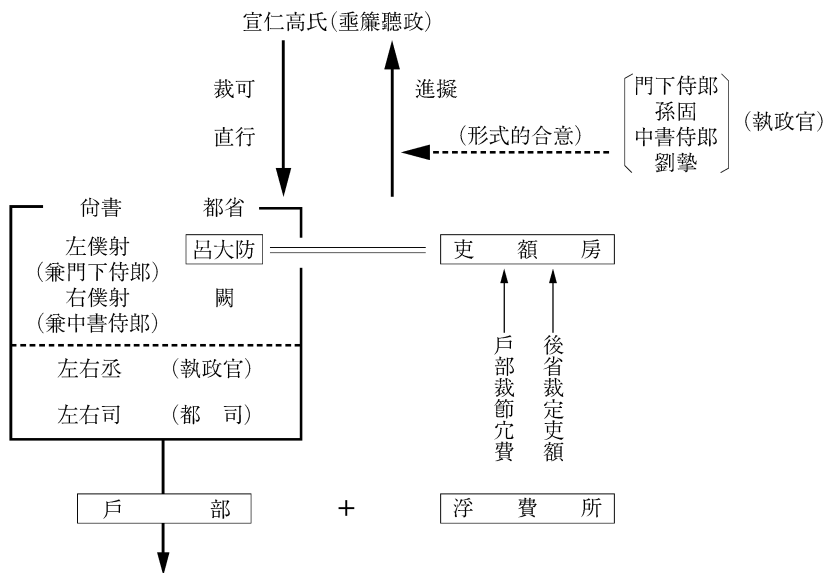
時系列に則り再構成したその概略は以下の如くである。⁽²⁵⁾（1）呂大防は都省封樁房令史任永壽を信任し裁省の事を總裁させた。永壽は都事時忱以下三名を選びその事を同領した。大防は戸部・後省の所上を盡く收め吏額房を都省に置き、司空府を局とした。⁽²⁾四年八・九月の間摯が中書侍郎のとき、封書が内降された。中書省及び尙書省に付す「畫可」二狀であり、一は裁減宗室充費、一は裁定六曹吏額文書であつた。「中書」戸房吏は尙書省に封送するよう請うた。摯は曰う「常時文書は録黃を作り門下省に送る（過門）、封送せよとはなぜか」吏は曰う「尙書省はこのように施行すること已に久しい、尋常の（畫可された）奏狀は末尾の帖に『乞ウ尙書省ニ付セ』とある、今回は帖を忘れたから中書に降つたにちがいない」摯は曰う「畫可」された文書は中書に付すべきだ、敕令に依らず之を行ふことは便か否か」吏は曰う「如何にすべきか尙書省に問合させたい」これを許した。戸房の帖子に曰う「内降二狀は云云、録黃を作るべきか、都省に直送すべきか、都省は此の事に類する者は現今何の法を用い如何に施行しているか委らかにしない」⁽³⁾三日後永壽は中

書省に至り、大防の旨として門下・中書省吏も吏額削減に参加させる彌縫策を伝えるが摯は拒否する。摯は永壽に曰う「内降二状は如何に施行すべきか判らぬから問合わせた（中略）帖子に回答したくなければ留下せよ」永壽は恐れて曰う「とんでもない、二状は常に依り行しても差支えない（不敢如此内降二状依常行不妨）⁽²⁷⁾」かくて録黄を作り行出した。（4）二日たち永壽は劄子草稿を持し至り曰う「吏額房文字は謹密かつ速を要した故に従来直行してきたが法的根拠は無い（然未有法令）、三省共同進擬の形式で（作三省同請）應ゆる吏額房裁省の事は致仕官文書行遣例に依る裁可を得たい、御指し願いたい（所貴得一指揮遵守）」摯は直行は致仕官の場合のみ妥當とし曰う「前略」裁省の事は速に務めて廢法すべきではない、謹密を欲するならば尙書一省のほうで謹密である、三省全體で聚議すべきだ⁽²⁸⁾」（5）異日大防はこの草稿を示し摯に曰う「この件はとりあえず了承されたい（此事且與之）⁽²⁹⁾」摯は曰う「諾」、だが摯は、大防の意のままにならなかったため疑われた（見疑）ことに、氣づかなかつた。⁽³⁰⁾

元豐五年二月一日（癸丑）詔に據れば録黄とは、中書省が「批降を受」けるか「覆請し旨を得」るか「熟狀を入れ畫を得」るか、いずれかにより君主の指示・裁可を得た案件につきこれを黄紙に記録し、令・侍郎・舍人が「宣・奉・行」を書いたあと、門下省に送りその審査を受ける文書である。中書の發信に係り君主から中書等に下される文書ではない。⁽³¹⁾李燾の所謂「録黄誤下中書」は適切を缺く。劉摯は「日記」同條で、二狀行下につき争つたのは「本より敕令中書・門下を経ず給舍も皆な預聞せざるが爲のみ」という。中書に「誤下」されず直行された場合、二狀はただちに敕令と化し尙書都省から行下された。（4）「致仕官文書行遣例」は、文書行政の遲滞の故に有資格者が、致仕に伴う恩典を取得せずに死亡する事態を、回避すべく採られた特例措置で、『行實』はこれを「故に立法し文書は三省の簽を以て入ると雖も而れども都省に直付す⁽³²⁾」と説明する。二状の場合はこのことと異なり、三省の簽書ばかりかこれに先立つ合議も省略された。（2）戸房吏の語を同じく『行實』は、「尙書省吏額の事を以て奏入する毎に必ず徑ちに本省に下さしむるや已に久し」と表記する。吏額案件は尙書省の單獨進擬（奏入）に係る。裁可（畫可）後における給事中の封駁、中書舍人の封還の機會が豫め

奪われていたばかりか、案件の立案・進擬、裁可後の敕令行下に至るまでの全過程から、當時門下侍郎の孫固、中書侍郎劉摯の兩執政官も排除を豫定されていた。兩侍郎のみならず同じく執政官であった尙書左丞韓忠彥、右丞許將もこれに關與しえなかつたであろう。安世序は、大防が永壽に吏額房を委ね「未だ嘗て同列に謀及せず」といい、「遺老傳」は、吏額房による現員削減を傳えたあと「凡ゆる奏上行下皆な微仲（大防）之を専らにし復た三省を経ず」というからである（轍（11））。（1）司空府での置局にも、吏額房の密室性を擔保し左右丞の介入をも排除する意圖を窺いうる。（2）戸房吏の證言にみるように直行は、二狀「誤下」以前から常態化していた。後省のみならず戸部所上（裁節冗費）も永壽は總裁した。一切の削減を吏額房が立案し、大防が進擬して裁可を得、都省に直行せしめて發令し、戸部等に實施せしめたのみなしうる。しかも三省の簽書を得ていた致仕官文書とは異なり、永壽自身認める如くその直行に法的根據は無かつた。「乞ウ尙書省ニ付セ」の添附が忘れられる偶發的遺漏が無ければ、不法状態はなお繼續した。（5）の大防に與えた摯の同意により不法状態はひとまず解消はした。（4）永壽を介した「三省同請」提議は一見すれば大防の讓歩に似る。だが摯の希望した聚議すら行なわれなかつた以上爾後の「同請」も、事後承認に等しい簽書に過ぎまい。直行はいうまでもなく元豊官制からの逸脱である。摯の同意は逸脱の追認に似る。「誤下」以後も大防が實質的に進擬權を獨擅し、直行も繼續しえたとすれば、「誤下」を以て大防と吏額房との削減が、阻害されたとみなすべき理由は無い。四年末まで中丞梁燾が批判した吏額削減は、かかる方法で具體化したであろう。

『日記』の次の一節は錯簡が無い限り「誤下」以前の永壽の動向である。（1）永壽による總裁とその專横をのべたと、（3）の直前に位置するからである。「文字を入れる毎に永壽持して兩省に至り略ぼ大槩を指説し、同書して進入せんことを請い、尙書省に付し本省をして白敕を用い行下せしめんことを乞う」がそれである。永壽は「文字」の趣旨説明のうち三省「同書」進擬と裁可後の尙書省への直行・發令を要請し、兩省はこれを承認した如くである。「文字」は吏額・宗室のそれではあるまい。要請がすでに承認されていれば摯の録黄への拘泥はありえず、（5）の同意以後であれば要請



〈附圖〉Ⅱ

の必要自體が無い。兩件以外については永壽が傳達する尚書原案の、三省合議の實質を缺く「同書」進擬と直行が往々承認されたであろう。自身が承認していない案件である故に摯は、ことさら二狀の録黃に固執したと考えられる。「文字」が後省・戸部所上以外のそれである場合さえ想定すべきである。極論すれば吏額房は「専制」の據点であった（『長編』卷四四七／三五六、同卷三三三／一、〈附圖〉Ⅱ参照）。

結語にかえて

二狀「誤下」前後の吏額房には、范祖禹の指摘した呂大防の政治姿勢、合意形成における消極性と胥吏への依存が凝縮されている。進擬以前の合議を忌避する大防の姿勢は笱子草稿を作成して始めて、吏額房文字の致仕官文書に準じた處理形式的「三省同請」と都省への直行を劉摯に諮った事實に、端的に露われる。摯に據れば任永壽は、案件の進擬ごとに兩省「同書」と尚書省からの白敕行下を要請した。事前の合議を缺く進擬案追認と尚書への直行は、むしろ常態であった。いずれの場合にも大防ないしは尚書の意志傳達は、永壽を介している。合議忌避のみならず、胥吏——の一部——との癒

着もここに顯らかである。大防の實質的單獨進擬と尙書への直行は、祖禹が危惧した「専制」の具體化である。首相（左僕射）への進擬權付與と、尙書省における左右丞に對する職權上の優位を除けば、これを可能とした制度的要因として擧げるべきは三省各省の分立である。三省制下なべて執政官の職權は所屬各省に限定された。特に合議（聚議）が適正に運営されない場合、執政官は各省に隔離されたに等しい。かかる狀況が利用されてこそ二狀「誤下」以前、兩侍郎（孫固・劉攀）は敕令行下に至るまでの全過程から排除された。「誤下」以後吏額房文字の、致仕官文書に準じた「三省同請」を、大防は摯一個を説得して贏ている。執政官の置かれた狀況は個々の分斷と操作を容易にしたであろう。李清臣に據れば、神宗の構想では三省分立は相互の「關察」を目的とした。首相が進擬權を有ち執政官の隔離状態を活用しうる元祐の制度は、特に獨員の場合その「専制」の温床でありえた（『宋會要輯稿』職官一／二九）。

呂大防における例えば合議の忌避は、執政（宰相と參知政事）が日常的に中書門下に會同した、官制改革以前には強行し難い。中書門下への回歸を求めたのは司馬光の子著作佐郎康と、諫議大夫梁燾である。康が上呈した光の（一）「乞合兩省爲一筭子」、（二）「乞令六曹長官專達筭子」の施行を却下すべく、元祐四年八月八日（乙巳）三省は進擬し、宣仁高氏もこれを承認した。光の遺稿である（一）は門下省の無意味化（爲虛設）に鑑み、中書省との統合を主張し、兩省十二房を六房に減ずれば、「政事は一に歸し」胥吏は削減され文書行政は効率化する等と論ずる。（一）を施行せよとした燾上奏貼黃の一節、十二房を半減すれば「事一に歸す可く吏冗員無く文書繁ならず」は、宛然光所論の反覆である。燾は「法制未備」「文移繁複」等現行官制の缺陷を指摘し、光の言説に従い舊制の復活を迫る。同様の主張は同年中の吏額削減實態への批判にも見出しうる。「官司守執の不一、文書行移の繁複」を弊害の根源とし、「省事」ではなく「省事」を最優先せよとの論がそれである。ここにも光の言説が準用されている（47頁）。「省事」とは具體的にはまず中書門下への回歸であろう。康上呈の三省等による却下の時期からみて、大防獨員化の直後に、光の言説に則った三省制否定の論が浮上した。都司「擅擬」をめぐる紛糾以後に燾は、直截に大防の辭任を要求しているが、中書門下回歸の議論では、その獨員の危

險性に言及してはいない。だが回歸が實現した場合その負の影響を蒙るのは、執政官ではなく大防に限られる。宰相（僕射）が獨擅する尙書省における案件裁決権の一部を、六部尙書に委譲せよという（2）は、裁決権の一部を尙書と左右丞に委譲せよとした上官均上奏とともに、元年七月末裁可された。だが康がことさら（1）とともに上呈している以上、當該期僕射の職權は舊に復していた⁽³⁴⁾。少なくとも當面（2）による被害を受けるのも大防である（『長編』卷四三／＼二／八、同卷四四／＼四／一七、同卷三八三／五／七、『溫國文正司馬公集』卷五五「乞合兩省爲一劄子」、同卷五四「上官均奏乞尙書省事類分輕重某事關尙書某事關二丞某事關僕射呈白劄子」）。

范祖禹所撰司馬康墓誌銘は、光「劄子」（1）の上呈をその業績として著録する。四年九月十八日（乙酉）の祖禹登對上奏はその冒頭に「朝廷治道は一に歸すを必ず」という。「一」とはこの場合祖宗の法全般ではあるが、該奏の過半は現行官制の否認に費される。ここにも光の遺志——歸一——が通底する。祖禹はまず現行官制は『大唐六典』を無批判に踏襲した結果、「三省より以下煩冗重複迂滯せざる無し」と斷定する。なべての「措置變改」については祖宗の制を標準としつつ、官制・兵制・將法・民事の未便者には祖宗の制に無い新規の追加も容認はする。ただ官制の場合容認の對象は所謂「正名」「事實」のうち前者に限られる。舊寄祿官名の唐散官名への改稱が「正名」であり、三省以下の職事官體系が「事實」である。「事實」は「祖宗の舊の如くせよ」と祖禹は要求し一切その存續を許さない。「事實」の祖宗への回歸とは三省制の中書門下等へのそれである。祖禹『家傳』は上奏の動機を、時の「執政」が推進する新法舊法折衷路線への祖禹の憂慮に歸す。「意を新舊の間にくだし一法を別立」せぬよう「大臣」に明諭せよと該奏はいう。「事實」自體は兵制以下とは異質でありこれに折衷路線が具現するわけではない。個々の政策における折衷の具現以上に深刻な、政事全般の新法への傾斜を「事實」が促進し、しかもそれが維持される限り傾斜は抑止し難い、恐らくは祖禹の憂慮はまずこれである。比べれば「煩冗」等は「事實」の派生物に過ぎまい。上奏時「事實」から最大の利益を享受しえたのは呂大防である。祖禹の所謂「大臣」は誰であるより大防でありうる。「誤下」に露われた大防「專制」は、首相に進擬權を與えた元祐三省

制が然らしめた。吏額房の存在を知得しないにも拘わらず祖禹は、大防の獨員化がその「專制」に直結する如くに論じた。七月上奏の時點ですでに祖禹には、「事實」をめぐる危機意識が胚胎されていたであろう。「歸一」を主張した同僚諫官梁燾に意識の共有を想定もできる。徽宗朝の公相制に至り首相の獨員は制度化された。大防にすら「專制」せしめえた元祐三省制はその先驅形態でもある（『范大史集』卷四一「直集賢院提舉西京嵩山崇福宮司馬君墓誌銘」、同卷一六「上殿論法度劄子」、『長編』卷四三三／三／四）。

註

- (1) (A) 「宋元祐三省攷——『調停』と聚議をめぐって——」〔東北大學東洋史論集〕九、二〇〇三、(B) 「宋神宗官制改革試論——その職事官をめぐって——」〔同十、二〇〇五〕、(C) 「宋執政攷——元豊以前と以後——」〔同十一、二〇〇七〕など。
- (2) (1) (A) 参照。
- (3) 財源枯渇については元祐二年正月の中都吏祿をめぐる戶部の發言、同三年閏十二月の御史中丞李常のそれ、吏額の餘剩については元祐元年八月の上官均上奏二件のうちの第一件による（『長編』卷三九四／一、同卷四一九／七／八、同卷三八六／九／一二）。
- (4) 公著は元祐元年九月の司馬光死後三年四月まで獨員宰相であったが、右僕射兼中書侍郎に止まり門下省の職權を有たない。實質的に三省に涉る職權を有った大防とは異なる。
- (5) 劉安世「論差除多執政親戚」を指すか。ただし安世の批難は呂公著・呂大防等純仁以外にも及ぶ（『盡言集』卷一）。
- (6) 梁燾上奏の多くの年月日を特定しえぬ故か、李燾は元祐四年四月乙巳と五年三月是月兩條に、同文の梁燾による浮費所糾彈を載せる（梁燾は前者では左諫議大夫、後者では御史中丞。李燾は前者に注して「浮費局果罷不罷、或削去」というが、本稿の檢討からして四年四月に浮費所による吏祿等削減が進行したとはみなし難い。梁燾が五年正月十日と自注する上奏は浮費所につき、「朝廷雖有指揮遣放官吏云云」という。五年初にその活動は終熄した如くである（『長編』卷四二五／一／二、同卷四四〇／二、同卷四三七／二）。
- (7) 門下中書後省は以下後省と略稱するが、これが給事中・中書舍人から成る後省と同一であるか速断しかねる。元豊六年（一〇八三）門下中書後省官を差し「六曹條貫」を詳定せしめ、給事中韓忠彥が局を「詳定六曹條貫所」と稱せとしたのに對し、「宜稱中書門下外省」の詔が下る。元祐元年三月門下中書後省の廳舎完成に伴い、「外省」が「修

省曹寺監條貫行遣」につき「門下中書後省」の名を冠せと求め認められている。以後の後省には「外省」に由来するものもありうる。元祐四年八月梁燾は「今中書門下外省編修條例、六曹寺監之事也。〈中略〉考覈吏額吏祿、三省五房之事也〔傍點引用者〕』といい、依然「外省」の稱を用いている。六部寺監の吏額削減を委任されたのは舊「外省」の後省であろう。恐らくはその故に吏部侍郎范百祿・戸部侍郎蘇轍も後述の如く後省案に關りえた。梁燾は「置局領事」というのみで「考覈吏額吏祿」の主體を特定しないが、後述する同年中の發言からみて浮費所を意識したであろう（『長編』卷三三四／六、同卷三三四／一八、同卷三七二／一七、同卷四三二／一二）。

(8) 「此蓋吏額事、但不知何時復委後省別加詳定」（『長編』卷四四四／二三）。

(9) 范沖はいうまでもなく『哲宗實錄（新錄）』の編者である。吏額房は国防の創設に係る以上、たとい大觀四年（一一〇〇）に成書した『哲宗實錄（舊錄）』がこれにつき不備であっても、『新錄』はこれを是正して然るべきである。燾における情報不足の原因のひとつに、吏額房の實態についての沖の消極性を、想定しうる。范沖には元祐舊法黨内の對立を隠蔽する姿勢を窺いうる。李燾に據れば呂大防「專制」を危惧した祖禹の四年七月上奏には、「或るもの」が劉摯のために祖禹の摯批判等を削除した別本があった。沖は祖禹『家傳』編纂に際しこれに「從而增飾」したと燾はいい、「失祖禹意甚矣」と慨嘆する。燾は別本と祖

禹上奏（本章）を對比するが、別本には摯批判ばかりか「但聞專任吏人而已」「無使大防得專制朝權」等、大防批判もみえない。『家傳』は祖禹の大防等の批判は、大防等に宰相としての完全を期待（責備）し、人主に宰相の不善を知らしめ、「賢宰相之業」を成就せしめるためと強辯する。「錄黃誤下」における摯の国防に對する異議は摯の失脚の發端となった。摯は次相に就任するが僅か九箇月で「朋黨」の故に解任される。摯「日記」には「而呂相亦自都司吏額事後、於吾有疑心」といい、燾は「未滿歲言者爭詆摯、摯尋罷、朋黨之論遂不可破、其本蓋自吏額始」という。吏額房についての詳細な記述は、舊法黨士大夫の一致、これによる理想的政治を假構するうえで、障害でありえた

(10) 『長編』卷四三〇／九一、同卷四四六／四）。

(11) 李燾は五年六月是月條注では摯の陞任を「十七日」とするが、四年十一月九日（癸未）條に陞任を載せる（『長編』卷四四四／二四、同卷四三五／一一）。

(12) 『盡言集』は「三月」同日とするが、李燾は吏額房吏蘇安靜等の出職を呂大防「政目」に據り二月二日とする。出職は二十三日敕の結果であるから「三月」は従い難い（『長編』卷四三八／一）。

(13) 後述するように燾所引同日詔自體には「置司」の指示は無い（42頁）。

(14) 「轉對」は元祐三年五月一日である。『遺老傳』はまず「轉對」三事、ついで李燾に據れば三年末上奏四年二月再奏に係る「請戸部復三司諸案劄子」を載せた後、「朝廷以

爲然從之、惟都水監仍舊、輒自爲中書舍人云云」と續ける。ただ『長編』では「轉對」は計六事である（『長編』卷四一〇／一、同卷四二二／一六、『欒城集』卷四〇）。

(14) 百祿の没年（元祐八年）からして新舊いずれかの、『哲宗實錄』附傳であろう。

(15) 神宗朝では胥吏の總數も、恐らくは新法諸政策遂行のために増加したが、官制改革後には新舊胥吏の一部局における混在も生じた如くである。例えば吏部には舊審官東西院以來の胥吏（舊日諸司之吏」と、吏部設置以後のそれとが混在し、それぞれ「請受多少」「選轉出職」の適用規程が異なる故に、問題をより複雑にしたであろう。「舊日諸司之吏」自體にも一貫した規程は無かった（『論史額不便二事節子』）。

(16) 安世「論都司官吏違法擬賞事」第二・第三章はいずれも、五年二月十九日以前の上奏とみなしうるが、前者では時忱・任永壽は「已令補外」、蘇安靜・時惲は「尙留公府」といい、後者では「時忱」等につき「雖蒙朝廷節次罷免云云」という。李燾はこれに注して「時忱・任永壽先出、此云節次罷免、則時惲・蘇安靜亦相繼逐去也、當考其時」というが、「罷免」「逐去」が懲罰人事であるとは速断しかねる。劉摯『日記』に「今酬獎太優、中丞梁燾・諫官朱光庭・劉安世（中略）次第文章論其非、四吏者皆被裁、止用考功原擬（中略）然簾中盡知忱輩從來之惡、必欲逐之、故四人皆出、而忱・安靜猶得堂除、都司皆無恙（傍點引用者）」というからである。「考功原擬」とは正月二十三日敕

所引の吏部狀にいう、永壽の「候出職之日循一資」等であろう。「都司擅擬優例」がまず撤回、「原擬」が適用されついで四人は吏額房ないし尙書省から「出」された。李燾は『日記』を八月十九日（庚戌）に繫るから、恐らく同日までは少なくとも二人の處分は異動に止まった。四人の離任が吏額房の廢止を意味したか判然としない（『盡言集』「論都司官吏違法擬賞事」、『長編』卷四四〇／一〇、同卷四四七／六）。

(17) 三年閏十二月八日詔李燾注に、「元祐」元年二月十八日戸部狀、準敕取索看詳裁省浮費、勘會、浮費事件不一云云」とみえる（『長編』卷四一九／七）。

(18) 「百祿傳」は胥吏の即時減半を主張した呂大防に對し、百祿は「犯法及死亡者」を不補充とする漸減案を以て抗したという。李燾は蘇轍が百祿に代わったことを理由にこれを否定するが、百祿は五年五月まで吏部侍郎であり、河北への奉使からの歸任後も吏額に關わりえた。不補充を主張した功績は輒にのみ歸すべきではあるまい（『長編』卷四四四／二三、同卷四四二／一一）。

(19) 「詔内外文武官及宗室・内侍官應支賜賚贈絹布米麥錢羊並四分減一、（中略）從戸部請」がある（『長編』卷四三〇／一一）。

(20) 「詔今後隔開轉減、先補一人、次減一名、係試補者準此、限定人數就試者、權增一倍、後減至正額日依舊、其餘分不減」がそれである。詔意は必ずしも明らかではない。「先補一人」はあるいは「先補四人」の誤りか。

- (21) 李燾は「三省言、六曹寺監行遣文字、甚有迂枉留滯、
〔中略〕如本案顯有迂滯事件限一月陳述、從之」の後に梁
燾上奏を續ける。ただ三省は、吏額が削減され現員の負擔
が増しさらなる迂滯（積滯）が懸念されるとして、「迂滯
事件」の報告を求めているに止まり、所定以上の削減を
「建議」してはいない。十一月戊子は妥當ではあるまい。
(22) 語は荀勗の「省吏不如省官、省官不如省事、省事不如清
心」に由るか（『晉書』卷三九）。
- (23) (7) 梁燾上奏參照。
- (24) 「長編」所引「論都司官吏違法擬賞事」第五章後の李燾
注「據安世第七章云前月十九日所進劄子、即指此云云」に
據る。この李燾注に續き『長編』には「其別幅畫一云」と
あり、李燾注「安世集此畫一、即與第六章同上」が續く。
だが『盡言集』における李燾の所謂「別幅畫一」に相當す
る部分は、「又第六」と題し「第六留中」の後に配される。
『長編』では第六章と「別幅畫一（又第六）」の配置が、
顛倒している。李燾注「據安世第七章云云」も「別幅畫
一」の後になければならぬ。「前月十九日所進劄子」は
第六章と「別幅畫一」を指す（『長編』卷四四〇／一三三、
『盡言集』卷一〇）。
- (25) 原文は(2)(1)(3)(4)(5)の順である。
- (26) 原文は「尙書省却施行已久」であるが、『行實』・安世序
に従い本文の如く譯した。
- (27) 原文「内降二狀依常行不妨遂作錄黃行出」の中華書局標
點本における斷句は、「永壽恐曰〔中略〕内降二狀、依常
行不妨遂作錄黃行出」であるが、従い難い。
(28) 原文は「候與三省面議」。『行實』の「當聚議」、安世序
「更當聚議」を參照した。
- (29) 『行實』・安世序は「勢不可不爾」。
- (30) 摯失脚の遠因である。(9)參照。
- (31) 三省進擬に係る案件も錄黃が作成された如くである。
「門下省言、三省得旨文字奏知劄子、自來止是具事宜進入、
其閒慮有節寫不圓或致漏落事件、詔今後立定式樣、與錄黃
連黏在後入進」とある（『長編』卷四三六／七）。
- (32) 「日記」該當部分は「故去年門下直付都省、貴行之速
也。『行實』から推せば、「去年」「門下」の間に有るべき
「不由」等の語が脱落したと思われる。
- (33) 李燾の考證に據れば五年四月ではあるが、梁燾は大防の
解任を要求している（『長編』卷四四一／一四一七）。
- (34) 李燾所引劉摯「日記」の「元祐元年司馬光作相、書旨小
事聽左右丞批判、并詞狀亦歸二廳、宰相可以精意於大事、
至三年四月大防及范純仁拜相、遂以光之請爲一時指揮、事
無巨細、并訟訴、一歸左右僕射云云」〔傍點引用者〕は、
左右丞からの權限回收を、元祐七年御史中丞李之純の「請
今後付章奏下六曹者、委逐部子細看詳、長貳審行裁決云
云」は、これ以前における六部の裁決權喪失を、示すであ
ろう（『長編』卷四五五／一二一三、同卷四七八／一一）。
- (1) 舊稿(A)・(B)參照。
- (35) 李燾所引呂大忠「雜說」は、門下侍郎呂公著が新執政官
候補として范純仁と大防を宣仁高氏に薦めた際、療養中の

宰相司馬光が呂希哲（滎陽公）を召し、かつて新法黨宰相韓絳の部下（宣撫判官）であった大防の履歴故に、これに不信を示したという。大防は絳の許で都檢正でもあったからその黨派性が疑われる餘地は有りえた。蘇轍は大防と劉摯を「調停」——新舊並用——の主犯とする。南宋の汪應辰は大防が元祐末に鄧溫伯等新法黨を「從班」に引き、范純仁の「兼收並用之說」を實施したとする。蔡確「定策之

功」を認めた加恩の制は溫伯の起草に係り、その現役復歸（喪除）は祖禹登對の直後に迫っていた。祖禹が溫伯を濫觴とする政事の新法への傾斜、これを實現する大防「專制」を警戒したとは、想定しうる（『長編』卷三七〇／一〇、『遺老傳』卷下、『文定集』卷一六「與呂逢吉」）。

（1）舊稿（A）參照。

jian to legitimize the aristocracy is closest to the example of Western Europe. The *fengjian* of China that denied the apportionment of land cannot serve as a marker of the “medieval” as a period in world history. Fixing the significance of the political system of China in terms of the concepts of *fengjian* and *junxian*, the system of prefectures and districts, is a task that remains to be addressed.

THE OFFICE OF FUNCTIONARIES IN THE YUANYOU ERA OF THE SONG

KUMAMOTO Takashi

In the seventh month immediately after Lü Dafang 呂大防 had become the sole counselor-in-chief in the fourth year of the Yuanyou era (1089), the remonstrance official 諫官 Fan Zuyu 范祖禹 expressed his fear of Lü Dafang's autocratic rule, and the related incident concerning the Office of Functionaries 吏額房 also arose during the 8th and 9th month of the same year. The details of this incident are found in the diary of Liu Zhi 劉摯 who was vice director of the Secretariat 中書侍郎 at the time. The Old-Law-Faction government was confronted with a severe financial crisis in the Yuanyou period, and due to this fact, cutting back in every field became an urgent issue. Reducing the number of functionaries 吏額, who were salaried sub-official functionaries, *xuli* 胥吏, attached to the central government was one of those measures.

The establishment of the Office of Functionaries, which was composed of four *xuli* had been carried out by Dafang and it was directly under his control. It can be surmised that Dafang immediately presented his own proposals to the emperor and received a judgment when final plan to cut the number of staff in the Office of Functionaries was drafted. Although this was a critical issue regarding the central government, it is difficult to obtain information about the Office of Functionaries. This study first documents the establishment of the office in an effort to make a closer examination than Li Tao 李燾 had been able to. As a result of this study, the time of the establishment of the Office of Functionaries was almost certainly in the sixth month of the fourth year as the dismissal of deputy counselor-in-chief 次席宰相 Fan Chunren 范純仁 left Dafang as the sole counselor-in-chief and created the circumstances in which his “despotism” became possible. In relation to this, I examined the incident that Li Tao called the “mistaken issuance of the report in

yellow to the secretariat” 錄黃誤下中書, which appears in the diary of Liu Zhi 劉摯. Prior to the incident, in regard to the proposal on the functionaries, and prior to the presentation his proposals and after the judgment, it is clear that both vice directors of the Secretariat and Chancellery 中書·門下兩省 had deliberately been eliminated from the decision making process. After the incident, the two simply provided what was no more than a formalistic consent (簽書 *qianshu*). In other cases also, the vice directors of the Three Departments 三省執政官 agreed to them without ever meeting, and Dafang’s simply issuing proposals became the standard practice in reality. Although Fan Zuyu never learned of the existence of the Office of Functionaries, he still feared Dafang’s autocratic rule. The basis for his trepidation was twofold: the strikingly negative character of the form of the agreement between Dafang and the officials and the unavoidable result of collusion with the sub-official functionaries, *xuli*. It was probably recognized that if the counselor-in-chief were able simply to employ the *xuli* as he pleased, a “despotism” beholding to no one (particular when the post of deputy counselor-in-chief was vacant) could easily be imposed. The Three-Department system of the Yuanyou era that granted great authority to the counselor-in-chief probably led Fuyu to recognition of this fact. In the ninth month of the same year, Fuyu advocated a return to the system of secretariat and chancellery that had preceded the Three Department system of Yuanfeng.

ON THE ADMINISTRATION OF MARITIME TRADE OFFICES IN THE LIANGZHE REGION DURING THE SONG DYNASTY

YAMAZAKI Satoshi

Due to the rise of maritime trade following the 9th century, the Song state was confronted with the task of newly administrating coastal regions. Maritime Trade Offices 市舶司 were charged with trade and diplomatic relations within the coastal regions during the Song. The chief aim of this study is to elucidate the role of the Maritime Trade Offices in the administration of trade by using the documents exchanged by those offices. In contrast to most earlier studies of the Maritime Trade Offices that chiefly focused on their place in the government, I believe it is possible to make clear a new aspect of the administration of the Mari-